

○国家公安委員会規則第十四号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第三十四号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和八年六月二十四日

国家公安委員会委員長 赤間 二郎

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条 警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 〔一〕五十六 略 五十七 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第二十六条から第三十一条まで及び第三十二条第一項から第三項までに規定する罪 〔五十八〕六十 略	(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第二条 〔同上〕 〔一〕五十六 同上 五十七 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第二十八条に規定する罪 〔五十八〕六十 同上
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和六十年国家公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第六条 法第四条第一項第三号(法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 〔一〕五十六 略〕 五十七 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第二十六条から第三十一条まで及び第三十二条第一項から第三項までに規定する罪 〔五十八〕六十 略〕
改正前	(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第六条 〔同上〕 〔一〕五十六 同上〕 五十七 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第二十八条に規定する罪 〔五十八〕六十 同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(暴力的不法行為等) 第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。 〔一〕五十六 略〕 五十七 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十六条から第三十一条まで及び第三十二条第一項から第三項までに規定する罪 〔五十八〕六十 略〕 （譲渡し若しくは譲受け又はこれらに類する形態の罪） 第十三条の二 法第十二条の五第二項第二号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。 〔一〕十四 略〕 十五 犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十六条第一項から第三項まで、第二十七条第一項から第三項まで、第二十八条第一項から第三項まで、第二十九条第一項から第三項まで、第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項から第三項まで又は第三十二条第一項前段、第二項前段若しくは第三項に規定する罪
改正前	(暴力的不法行為等) 第一条 〔同上〕 〔一〕五十六 同上〕 五十七 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十八条に規定する罪 〔五十八〕六十 同上〕 （譲渡し若しくは譲受け又はこれらに類する形態の罪） 第十三条の二 〔同上〕 〔一〕十四 同上〕 十五 犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十八条第一項から第三項までに規定する罪

備考 表中の「」の記載は注記である。

[

（暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正）

第四条 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 「一〇五十六 略」 五十七 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<u>第二十六条から第三十一条まで及び第三十二条第一項から第三項までに規定する罪</u> 「五十八〇六十 略」	「同上」 「一〇五十六 同上」 五十七 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<u>第二十八条に規定する罪</u> 「五十八〇六十 同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(古物営業法施行規則の一部改正)

第五条 古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第一条 古物営業法(以下「法」という。)第四条第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 〔一〕五十六 略〕 五十七 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第二十六条から第三十一条まで及び第三十二条第一項から第三項までに規定する罪 〔五十八〕六十 略〕
改正前	(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第一条 〔同上〕 〔一〕五十六 同上〕 五十七 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第二十八条に規定する罪 〔五十八〕六十 同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第六条 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安

委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(以下「法律」という。)第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 〔一〕五十六 略〕 五十七 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第二十六条から第三十一条まで及び第三十二条第一項から第三項までに規定する罪 〔五十八〕六十 略〕
改正前	(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第一条 〔同上〕 〔一〕五十六 同上〕 五十七 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第二十八条に規定する罪 〔五十八〕六十 同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(確認事務の委託の手續等に関する規則の一部改正)

第七条 確認事務の委託の手續等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(登録の申請等) 第二条 「略」 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 「一・二 略」 三 役員に係る次に掲げる書類 イ 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、<u>国籍</u>等（同法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。第七条第一項第一号において同じ。））が記載されたものに限る。） 「ロ・ハ 略」 「四・五 略」 3 「略」 （暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第三条 法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 「一〇五十六 略」 五十七 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<u>第二十六条から第三十一条まで及び第三十二条</u>	(登録の申請等) 第二条 「同上」 2 「同上」 「一・二 同上」 三 「同上」 イ 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、<u>同法</u>第三十条の四十五に規定する国籍等）が記載されたものに限る。） 「ロ・ハ 同上」 「四・五 同上」 3 「同上」 （暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第三条 「同上」 「一〇五十六 同上」 五十七 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<u>第二十八条に規定する罪</u>

第一項から第三項までに規定する罪 〔五十八ゝ六十 略〕 （受講の申込み） 第七条 駐車監視員資格者講習を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した受講申込書を公安委員会に提出しなければならない。 一 本籍（外国人にあつては、<u>国籍</u>等。以下同じ。）、住所、氏名及び生年月日 二 〔略〕 2 〔略〕	〔五十八ゝ六十 同上〕 （受講の申込み） 第七条 〔同上〕 一 本籍（外国人にあつては、<u>国籍</u>。以下同じ。）、住所、氏名及び生年月日 二 〔同上〕 2 〔同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この規則は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和八年七月十日）から施行する。